

川越市表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月5日

川越市長

森田 初恵

川越市規則第45号

## 川越市表彰規則の一部を改正する規則

川越市表彰規則（昭和39年規則第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「有功表彰」を「有功表彰」に改め、同条第2項第4号中「上下水道事業の管理者」を「上下水道事業管理者」に、「16年」を「12年」に改め、同号を同項第6号とし、同項第3号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

(3) 教育長としての在職期間が12年に達した者

(4) 常勤の監査委員としての在職期間が12年に達した者

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。